



Title	税制の諸類型
Author(s)	小山, 光一
Citation	經濟學研究, 54(1), 1-15
Issue Date	2004-06-10
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/6024
Type	bulletin (article)
File Information	54(1)_p1-15.pdf



[Instructions for use](#)

税制の諸類型

小 山 光 一

1. 序論

本稿では、支出税、キャッシュ・フローの法人税、フラット税、および包括的所得税を検討する。これらの税は、税の極端な姿として捉えられる一方で、税制改革を考える際に、現行税制の相対的位置を確認する礎としての役割を果たしている。

多くの経済学者は、税の究極的な姿は何であるかを模索してきた。例えば、Fisher (1937) や Kaldor (1955) は支出税を最も望ましい税制と考えている。この税では、支出するときのみ課税する仕組みになっており、資産所得に対する課税はない。Shoup (1949) は、すべての所得を合算して累進課税を適用する包括的所得税を基本にシャープ勧告を提案している。また、Hall=Rabushka (1984) はフラット税を提案している。租税政策の役割を担う所得控除の項目をほとんど廃止することによって、課税ベースを拡大し、税率の引き下げを図っている。この際、重要なことは、所得税と（法人税を含む）事業税の税率が一つの単一税率になっていることである。

本稿では、これらの税のメカニズムを解明することを目的に書かれている。基本的な問題意識は、日本の税制はこれらの究極的な税の中で相対的にどのような位置にあるのかを検討し、望ましい税制改革を考える上での足がかりを見つけないといけないということである。これらの究極的なモデルがどのようなメカニズムを生じさせるのかという問題は従来、十分検討されてこなかったと思われる。本稿では、制度の経済分析の観

点から、これらの究極的なモデルを取り上げ、制度を重視しながらこれらのモデルの構造を概観し、制度とそのメカニズムの関係を考察する。

現実の問題として、わが国の最近の税制改革において、何を究極の姿として考えているのかが明確でない。例えば、金融商品はすべてまとめ、同一の税率で課税するという案が存在する。確かに、異なる金融商品ごとに所得の分類や税率が異なるのは、税の公平や簡素という観点からは正されるべきものである。しかしそれでは、究極的に何を求めているのか。スウェーデンのような二元的な所得課税を求めているのか、フラット税を求めているのか、あるいは包括的所得税を求めているのか、または近視眼的な改革の連続なのかがはっきりしない。

税制改革において最も重要なことは、制度とそのメカニズムを解明していくことである。支出税、キャッシュ・フロー法人税、フラット税、および包括的所得税といった異なる制度は、異なるメカニズムを生じさせる。これらの制度を分析し、これらのメカニズムを解明して、制度とそのメカニズムの解明を図っていくことこそ最も重要な課題である。制度分析の観点から、1つの税制とそのメカニズムの解明を体系的に図っていくことは、いま必要とされる税制改革の基礎にはかならない。

本稿は、わが国の現行の税制の相対的位置を明確にし、今後の税制改革の方向を探る上での足がかりを見つけるために、究極のモデルを比較検討している。本稿の構成は以下の通りである。第2節ではブルー・プリントに代表される支出税を検討している。第3節では、ミード報

告で示されているキャッシュ・フローの法人税を検討している。第4節では、Hall=Rabushkaによって提案されたフラット税について考察している。第5節では、カーター報告に代表される包括的所得税を論じている。全体として、制度に重点をおき、制度がどのようなメカニズムを生じさせるかを考える出発点となることを意図している。

2. 構造の比較

以下で、支出税、キャッシュ・フローの法人税、フラット税、および包括的所得税の構造を検討する。

2.1 支出税

支出税として古くはFisher(1937)、代表的なものとしてKaldor(1955)が存在する。Andrews(1974)による新たな展開を経て、Lodin(1978)、Meade報告(1978)、Bradford(1984)、およびAaron=Galper(1985)が異なるタイプの支出税の提案を行ってきている。ここではBradford(1984)において提案されている支出税を検討する。

支出税は、消費に対して個人段階で課税する直接税である。課税単位は家族であり、納税者は自分の家族の所得と資産の増減額を税務当局に申告し、両者の差額である消費に対して課税される。この場合、課税ベースは所得から貯蓄を控除した金額であるため、消費しないで貯蓄すれば課税されることはない。すべての所得は、所得が発生する時点では課税されず、個人が消費する時点で一回だけ課税される。このため、資産の蓄積が課税されることはない。

同じ消費課税である消費税(付加価値税)の場合は、支出税と異なり、納税者が家族の消費に対応する金額を申告するわけではない。消費税の場合、事業者が販売の際に受け取った消費税額と仕入れに支払った消費税額の差額を納税するが、最終的に消費者が税を負担している。

納税額の算定

課税対象となる消費 C_T は、所得の合計額 Y と受贈与・遺産額 E_0 から貯蓄 S と子供などに与えた贈与・遺産額 E を控除した金額である。

$$(1) C_T \equiv Y + E_0 - S - E$$

但し、親などからもらった受取贈与・遺産額 E_0 は、消費しないで貯蓄すれば、課税ベースに入らないので $E_0 = 0$ となる。支出税における課税消費は、課税対象となる消費 C_T から人的控除額 $D(n)$ を控除した金額である。ここで、人的控除額 $D(n)$ は家族の人数 n に依存する。支出税額 T_c は、税率を t_c として、

$$(2) T_c \equiv t_c [C_T - D(n)]$$

として求められる。

(1)式における所得の合計額 Y は、わが国の所得で分類すれば、給与所得、事業所得、不動産所得、雑所得(年金など)、山林所得、および退職所得の合計額である。この中に資産所得である利子、配当、および譲渡所得は含まれない。ここで、事業所得、不動産所得、および山林所得といった事業の所得は、通常通り、収入から必要経費を控除したものである。ところが、給与所得の場合、日本では必要経費とみなされている給与所得控除は適用されず、実際にかかった実費のみ控除できる。同様に、退職所得においても、退職所得控除は適用されず、収入そのものが所得となる。

また、所得控除において、認められるのは基礎控除と扶養者控除のみで、それ以外のすべての控除は認められない。例えば、社会保険料控除は一切、認められない。支払う社会保険料は、現行のアメリカの制度と同様に、納税者の課税ベースに含まれる。また、配偶者控除、医療控除、生命保険料控除、損害保険料控除、寄付金控除、および雑損控除なども認められない。このように、政府の裁量で各種の所得の大きさを調整したり、所得控除を認めたりする租税政策

は完全に放棄されている。

例 1

いま、支出税を具体的に計算してみよう。給与収入が700万円、不動産所得360万円、譲渡所得が50万円、配当が50万円、利子が100万円ある家族で、妻は専業主婦、子供が小学生以下で2人いるとしよう。また、社会保険料控除70万円、医療費は45万円、生命保険料控除額は5万円とする。給与収入については、これを得るために実際にかかった必要経費は100万円であるとする。

まず、この場合における平成16年分の日本の所得税を計算しておこう。この場合、以下のようになる。まず、給与所得の場合、必要経費は実費100万円ではなく、それよりも大きい金額の給与所得控除を利用できる。

$$\begin{aligned} \text{給与所得 } 510 \text{ 万円} &= \text{給与収入 } 700 \text{ 万円} \\ &- \text{給与所得控除 } 190 \text{ 万円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{総合課税対象の総所得金額 } 870 \text{ 万円} &= \\ \text{給与所得 } 510 \text{ 万円} &+ \text{不動産所得 } 360 \text{ 万円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{所得控除 } 262 \text{ 万円} &= \text{人的控除 } 152 \text{ 万} \\ &+ \text{社会保険料控除 } 70 \text{ 万円} \\ &+ \text{医療費控除 } 35 \text{ 万円} \\ &+ \text{生命保険料控除 } 5 \text{ 万円} \end{aligned}$$

ここで、

$$\begin{aligned} \text{人的控除 } 152 \text{ 万円} &= \text{基礎控除 } 38 \text{ 万円} \\ &+ \text{扶養控除 } 76 \text{ 万円} + \text{配偶者控除 } 38 \text{ 万円} \end{aligned}$$

従って、

$$\begin{aligned} \text{課税所得 } 608 \text{ 万円} &= \text{総所得金額 } 870 \text{ 万円} \\ &- \text{所得控除 } 262 \text{ 万円} \end{aligned}$$

所得税の税率構造は、課税所得が330万円未満のとき税率10%、330万円以上で900万円未満のとき税率20%なので、所得税は88.6万円となる。これに、利子100万円に対して税率15%の源泉分離課税なので所得税は15万円、譲渡所得と配当に対しては税率7%の源泉分

離課税で税額は7万円となる。以上から、所得税の合計額は110.6万円となる。

次に、支出税の場合を検討しよう。この家族の平均貯蓄性向は20%であるとする。まず、給与収入について、給与所得控除は認められず、実費100万円のみ控除されるので、給与所得は600万円である。従って、利子と譲渡所得を除く所得総額は以下のようになる。

$$\begin{aligned} \text{所得総額 } 960 \text{ 万円} &= \text{給与所得 } 600 \text{ 万円} \\ &+ \text{不動産所得 } 360 \text{ 万円} \end{aligned}$$

ここで、貯蓄額は、利子、配当、および譲渡所得を所得総額960万円に加えた金額1,160万円の20%であるとしよう。このとき、

$$\begin{aligned} \text{消費額 } 728 \text{ 万円} &= \text{所得総額 } 960 \text{ 万円} \\ &- \text{貯蓄額 } 232 \text{ 万円} \end{aligned}$$

課税消費は、消費額から上記の人的控除を差し引いた金額なので

$$\begin{aligned} \text{課税消費 } 576 \text{ 万円} &= \text{消費額 } 728 \text{ 万円} \\ &- \text{人的控除 } 152 \text{ 万円} \end{aligned}$$

いま、支出税の累進税率構造を以下のように設定する。課税消費が330万円未満の場合は税率13%、330万円以上から900万円までは26%としよう。このとき、支出税は106.86万円となる。さらに、利子と株式の譲渡所得は所得総額に含まれず、課税対象から除外されていることに注意すべきである。利子、配当、および譲渡所得は、これらを消費に回さない限り課税されず、ここではこれらが20%の貯蓄の一部と考え、非課税とする。従って、支出税における税負担の合計は106.86万円となる。

適格勘定と前払勘定

支出税において、課税ベースである消費は所得と資産の増減の差額であるため、税務当局は資産を正確に把握する必要がある。個人のすべての資産は金融機関などの口座で管理され、金融機関は口座にある貯蓄額の変動を税務当局に報告する義務がある。税務当局は、個人資産の

変動に関して、納税者の申告とそれを裏付ける金融機関の報告に基づいて納税者の税額を最終決定する。

金融機関などが管理する口座の中に、貯蓄性預金、株式、国債、社債などすべての金融資産が含まれる。金融機関の口座は以下の2つのタイプに分類される。

I. 適格勘定

納税者が適格勘定を用いて、貯蓄する場合とこの勘定から借入れを行う場合は、以下のような扱いになる。

I-1. 納税者の貯蓄については、適格勘定に貯蓄する時点で課税ベースから控除される。将来、消費のために適格勘定の口座から資金を引き出すと、引き出した金額が課税ベースに算入される。言い換えれば、貯蓄の収益としての利子、配当、およびキャピタル・ゲインは、この口座から引き出さない限り、課税されることはない。

I-2. 納税者が口座から資金を借入れる場合、借入金は課税ベースに含まれるが、元本と利子の返済は課税ベースから控除できる。但し、借入金を用いて投資資産を購入する場合、課税ベースは借入金の金額だけ拡大すると同時に同額の投資だけ縮小するため、相殺されて課税ベースは不変となる。

II. 前払勘定

前払勘定は、主に住宅や自動車などの耐久消費財の場合の税務執行上の問題を回避するために設定されている。耐久消費財を貯蓄とみなして上記の適格勘定を適用すると、購入時点で購入費は控除される一方、消費者が将来にわたって消費する耐久消費財のサービスは全く課税ベースに含まれなくなってしまう。この問題を回避するため、耐久消費財に対して以下で述べる前払勘定が設定されている。

前払い勘定とは、耐久消費財の消費に対する税金を前払いしてもらおう方法である¹⁾。具体的

に、前払勘定の貯蓄と借入れの扱いは以下の通りである。

II-1. 前払勘定の口座に貯蓄する場合、貯蓄する時点で貯蓄額は課税ベースから控除できないが、将来、この口座から引き出す元本と利子は課税ベースに含まれない。つまり、貯蓄するときに貯蓄した金額だけ税金を前払いしておけば、将来にわたってこの貯蓄の元本と収益に課税されることはない。

II-2. 前払勘定の口座から借り入れる場合、借入金は課税ベースに含まれないが、元本と利子の返済は控除できない。この場合、課税の観点から、借入れは全く無かったものと見なされる。

以下で、特に利子、配当、キャピタル・ゲインといった資産所得について、適格勘定と前払勘定の扱いを比較する。適格勘定で貯蓄されている場合、貯蓄の収益である受取利子、配当、およびキャピタル・ゲインは、消費するまで課税されることはない。上記の(1)式を用いて言えば、これらの所得を口座から引き出して、貯蓄Sがマイナスになるとき、税を負担することになる。これに対し、前払勘定では、貯蓄の元本の部分は貯蓄を行うときに税金を前払いしており、将来にわたって収益である利子、配当、およびキャピタル・ゲインが課税されることはない。

特に、キャピタル・ゲインの場合、適格勘定と前払勘定で扱いは以下のように異なる。

- ① 適格勘定：購入時に取得価格だけ課税ベースが減少し、売却時に売却収入を貯蓄しないで消費に回すと課税される。この結果、売却収入から取得価格の差額であるキャピタル・ゲインに対し課税がなされる。
- ② 前払勘定：資産の購入時に、購入価格だけ課税ベースは拡大するが、資産の売却は非課税である。従って、株式などの資産価値が上昇した場合、キャピタル・ゲインは全く課税されない。この場合も、税務当局は資産購入の記録を残しておく必要はない。

1) この方法は Andrews (1974) による。

適格勘定と前払勘定の二つの勘定において、ライフサイクルにおける税負担は同じになる。この点を簡単な世代重複モデルを用いて検討しよう。いま、納税者は2期間を生き、第1期が若いときで、第2期が老後とする。第1期において、所得 Y_1 を稼ぎ、借入を b だけ行い、消費 C_1 、貯蓄 S 、および支出税 T_1 の支払いに充てる。このとき、納税者の第1期の予算制約は以下ようになる。

$$(3) C_1 + (S - b) = Y_1 - T_1$$

第2期では、所得 Y_2 と利子率 r のときの貯蓄 $(1+r)S$ を用いて、消費 C_2 、借入の返済 $(1+r)b$ 、および支出税の支払い T_2 を行う。ここで、納税者はすべての資産を死亡するまでに使い果たし、財産を残すことはないと仮定する。このとき、

$$(4) C_2 = Y_2 + (1+r)(S - b) - T_2$$

まず、適格勘定のときを検討しよう。このとき、I-1とI-2より、貯蓄は課税ベースから控除されるのに対し、借入は課税ベースに含まれる。従って、

$$(5) T_1 = t[Y_1 - (S - b)]$$

となる。また、2期目に貯蓄を引き出すときは課税ベースに算入され、借入に伴う元本と利子の返済は課税ベースから控除できるので、

$$(6) T_2 = t[Y_2 + (1+r)(S - b)]$$

となる。(5)と(6)より、

$$(7) T_1 + \frac{T_2}{1+r} = t \left[Y_1 + \frac{Y_2}{1+r} \right]$$

となる。すなわち、納税者の収める支出税の総額は、納税者が生涯にわたって稼いだ所得の現在割引価値になる。(3)-(6)より、

$$(8) C_1 + \frac{C_2}{1+r} = (1-t) \left[Y_1 + \frac{Y_2}{1+r} \right]$$

を得る。

次に、前払勘定のケースを考える。このとき、II-1とII-2より、貯蓄は課税ベースから控除できず、借入金は課税ベースに含まれないので

$$(9) T_1 = tY_1$$

が成立する。また、2期目に貯蓄を引き出すとき元本と利子は課税ベースに含まれず、借入に伴う元本と利子の返済は控除できないので、

$$(10) T_2 = tY_2$$

となる。(9)と(10)より(7)を得る。納税者の収める支出税の総額は、適格勘定と同様に、納税者が生涯にわたって稼いだ所得によって決定される。(3)、(4)、(9)および(10)より、(8)を得る。以上より、適格勘定と前払勘定の税収は同一であり、納税者の生涯にわたる予算制約も同じになることがわかる。

投資と税収

適格勘定の場合、投資は購入時、課税ベースから控除されるが、将来にわたって元本と収益は課税される。この点を政府からみれば、納税者の投資が行われるとき、政府は投資額だけの控除を認めることによってこの投資に参加し、将来にわたって投資の収益の一部を税収として得ることになる。従って、投資に関して政府と納税者がリスクを分担している。具体的には、上記の(5)において $b=0$ とおき S を投資額とすれば、政府は第1期に納税者の投資額 S だけ控除を認めることによって tS の税金を減額している。言い換えれば、これだけ政府は納税者に投資をしている。このとき、政府は第2期で $t(1+r)S$ の税収を得る一方、納税者は残りの $(1-t)(1+r)S$ を受け取る。政府と納税者は投資収益を分け合う形になっている。

これに対し前払勘定の場合、購入時に投資額は課税ベースに含まれるが、将来の元本と収益は非課税になる。この点を政府から見ると、購入時に税金を前払いしてもらえが、将来の投資収益に政府は参加しておらず、将来の税収は全く無い。納税者から見れば、投資の時点で前払いしておけば、将来、収益を全額自分のものにできる一方、損失が生じたときは税の控除は認められない。この点を具体的にみれば、(9)と(10)で示されているように、税収は投資の収益に依存しておらず、各期の所得のみに依存して

いる。

贈与と相続

支出税の場合、財産を贈与または遺産の形で子供などに移転させるとき、次のようになる。贈与者（または被相続人）は、与える財産額を課税ベースから控除できるが、受贈者（または相続人）は受け取る財産を課税ベースに算入する。但し、受贈者（または相続人）は、受け取った財産を同時に適格勘定で貯蓄すれば、課税ベースは相殺され、税負担は全く生じない。従って、受贈者（または相続人）が受け取った財産を貯蓄する限り、贈与や相続によって税負担はいっさい生じない。資産の蓄積は促進され、支出税はこれを妨げない。この結果、資産格差は必然的に増大する。

法人の扱い

この支出税の体系の中には、法人に対する税は存在しない。従って、個人段階の支出税のみ存在し、法人に対して何らの税も課していない。法人は、全く法人税を課されないので、配当と内部留保は非課税分だけ増加し、より大きな配当を実現するとともに、内部留保の増加を背景に株価は上昇し大きなキャピタル・ゲインを実現させることができる。法人所得の部分が課税されるのは、株主が適格勘定にある受取配当または株式を売却し、これらを消費に充てる場合のみである。

メカニズム

まず、情報の問題を検討しよう。支出税が有効に機能するためには、どのような情報が必要であるかを検討しよう。支出税の場合、各種の所得金額ばかりでなく、全ての納税者の資産の完全な把握が必要となる。支出税は、現行の所得税よりも多くの情報を必要とする。

具体的には、まず適格勘定の場合、税務当局は納税者の資産を完全に把握し、すべての取引の記録を残す必要がある。税務当局が把握していない資産を納税者が保有している場合、その資産を消費のため売却しても、その消費は課税を免れることができる。次に、前払勘定の場合、

耐久消費財などを購入した時点で税を前払いするので、税務当局は取引の記録を残す必要はない。

支出税において多くの情報を必要とすることは、単に納税者番号の整備ばかりでなく、現実には執行するには多くの問題が残っていると思われる。

支出税を効率性の側面からみると、支出税は本来の経済活動を阻害していない。税が経済活動を歪める一つの例は、貯蓄の二重課税であると考えられている。現行の所得税では、貯蓄者の（税引き後）受取利子は投資の（税引き前）収益率と異なる。支出税では、貯蓄は課税されないので、異時点間の消費・貯蓄の選択について中立的である。また、配当の二重課税も生じない。

ところが、支出税で最も問題となるのは、公平性である。この問題は、公平の概念をどのように定義するか依存する。前述のように、公平性の基準として、生涯にわたり同一の生涯所得を稼ぐ人は、同一の税負担は負うべきであると考え、支出税は公平な税である。しかし、支出税の構造から明らかのように、受け取った遺産は貯蓄すれば非課税である。さらに、法人税の課されない法人の所得は、株主に流れ、これらの資産所得は消費しない限りすべて課税なしに蓄積される。相続や贈与においても、個人に対して全く課税されない。従って、別の税である相続税や贈与税を設定しない限り、資産格差は拡大し、貧富の増大を招くことになる。

2.2 キャッシュ・フローの法人税

前節では、個人段階のみの支出税を検討したが、この節では個人の支出税に整合的な法人課税のあり方を検討する。ここでの議論は Meade 報告 (1978) に基づいている。まず、法人のキャッシュ・フローは表 1 のようにまとめられる。表 1 において、恒等式として、

$$(11) \quad R + F + S + T = \bar{R} + \bar{F} + \bar{S} + \bar{T}$$

表 1 法人のキャッシュ・フロー

	流入	流出
実物	財とサービスの販売額 固定資産の売却額 R	原材料の購入額 給与および他のサービスの購入額 固定資産の購入額 R
金融	借入れの増加 金融資産の減少額 受取利子 F	金融資産の増加額 支払利子 F
株式	増資 保有株式の減少額 受取配当 S	発行株式の減少額 保有株式の増加額 支払配当 S
税	還付税額 T	支払税額 T

が成立する。キャッシュ・フローの法人税の課税ベースとして、以下の3つが挙げられる。

I. R ベース

R ベースの課税ベースは表 1 の $(R - \bar{R})$ であり、実物取引のみが課税対象となる。具体的に、課税ベースとは、財とサービスの販売収入と固定資産の売却収入から、原材料の購入費、従業員に支払う給与、および固定資産の購入費の合計額を控除した金額である。R ベースでは、固定資産を購入すると、購入時に全額償却が認められるが、借り入れに伴う支払利子は控除できない。

R ベースの課税を実際に執行すると生じる問題は、金融機関に対する課税である。金融機関は実物の財やサービスを販売していないため、金融機関の販売収入がゼロ（つまり、 $R = 0$ ）、課税ベースは $-\bar{R}$ となってマイナスの値をとるため、金融機関に対し法人税を課することができなくなる。

II. $(R + F)$ ベースと S ベース

$(R + F)$ ベースでは、課税ベースは $(R + F) - (\bar{R} + \bar{F})$ で、実物取引ばかりでなく金融取引を含めている。この場合、R ベースと異なり、支払利子の控除が認められる。また、金融機関への課税が可能となる。金融取引の収入として、高い利子収入と低い支払利子の差額収入が課税ベースに含まれるので、課税ベースは $(F - \bar{F} - \bar{R})$

となる。

S ベースの場合、課税ベースは $(S - S)$ で、法人が株主に支払う配当などから法人が増資等によって調達する金額を差し引いたものである。言い換えれば、株主が法人部門から引き出した現金のネットな金額が課税ベースとなっている。(11)より、

$$(R + F) - (\bar{R} + \bar{F}) = (S - S) + (\bar{T} - T)$$

が成立する。この式から、 $(R + F)$ ベースは S ベースとして扱うことが可能となることがわかる。

以下では、簡単な設定において(11)を明確にしよう。いま、財の販売収入から原材料の購入費を差し引いた金額を $P_t f_t(K_t, L_t)$ と表記する。ここで、 P_t は財の価格、 $f_t(K_t, L_t)$ は生産関数、 K_t は資本ストック、 L_t は労働量、 t は時期を示す。給与を $w_t L_t$ 、固定資産の購入額を I_t 、借入金残高を b_t 、株式発行残高を s_t 、配当を D_t とする。このとき、表 1 における $R, \bar{R}, F, \bar{F}, S, \bar{S}, T, \bar{T}$ は、以下の式でまとめられる。

$$R = P_t f_t(K_t, L_t), \quad \bar{R} = w_t L_t + I_t$$

$$F = b_{t+1} - b_t, \quad \bar{F} = r b_t$$

$$S = s_{t+1} - s_t, \quad \bar{S} = D_t$$

$$T = 0, \quad \bar{T} = T_c$$

ここで、最後の T と \bar{T} の 2 式は、税の還付 T では無く、税は法人税 T_c のみ課されることを意味している。これらの式を(11)に代入すると、

$$(12) \quad \Pi_t + (b_{t+1} - b_t) + (s_{t+1} - s_t) \\ = D_t + I_t + r b_t + T_c$$

を得る。ここで、 $\Pi_t \equiv P_t f_t(K_t, L_t) - w_t L_t$ は(粗)利潤を示している。以下では、法人税が従来からの所得ベースであるとき、キャッシュ・フロー税制である R ベース、 $(R + F)$ ベース、および S ベースのときを検討しよう。

ケース 1: 所得ベース

所得ベースのとき課税ベースは、支払利子の控除が認められるので、 $\Pi_t - r b_t$ となる。よって、法人税額 T_c は、

$$T_c = t_y [\Pi_t - rb_t]$$

となる。ここで、 t_y は所得ベースのときの法人税率を示す。内部留保 RE_t は

$$RE_t = (1 - t_y) [\Pi_t - rb_t] - D_t$$

となる。この式と(12)より、以下の式を得る。

$$I_t = RE_t + (b_{t+1} - b_t) + (s_{t+1} - s_t)$$

投資は内部留保、借入れ、および増資で賄われる。

ケース 2：R ベース

このケースにおける R および \bar{R} の設定より、課税ベースは $(R - \bar{R}) = \Pi_t - I_t$ となる。よって、

$$T_c = t_R [\Pi_t - I_t]$$

となる。ここで、 t_R は R ベースのときの法人税率を示す。この場合、(12)より

$$(1 - t_R) (\Pi_t - I_t) + (b_{t+1} - b_t) + (s_{t+1} - s_t) = D_t + rb_t$$

を得る。

ケース 3：(R + F) ベース

R, \bar{R}, F および \bar{F} の設定より、課税ベースは $(R + F - \bar{R} - \bar{F}) = \Pi_t + (b_{t+1} - b_t) - I_t - rb_t$ となる。よって、

$$T_c = t_{RF} [\Pi_t + (b_{t+1} - b_t) - I_t - rb_t]$$

となる。ここで、 t_{RF} は $(R + F)$ ベースのときの法人税率を示す。(12)より

$$(13) \quad (1 - t_{RF}) [\Pi_t + (b_{t+1} - b_t) - I_t - rb_t] = D_t - (s_{t+1} - s_t)$$

が成立する。

ケース 4：S ベース

S と \bar{S} の設定より、課税ベースは $(\bar{S} - S) = D_t - (s_{t+1} - s_t)$ となる。よって、

$$T_c = t_S [D_t - (s_{t+1} - s_t)]$$

となる。ここで、 t_S は S ベースのときの法人税

率を示す。このとき(12)より

$$(14) \quad \Pi_t + (b_{t+1} - b_t) - I_t - rb_t = (1 + t_S) [D_t - (s_{t+1} - s_t)]$$

が成立する。(13)と(14)を比較すれば、

$$(15) \quad \frac{1}{1 - t_{RF}} = 1 + t_S, \text{ または } t_S = \frac{t_{RF}}{1 - t_{RF}}$$

を得る。従って、 $(R + F)$ ベースと S ベースは、(15)が成立するように二つの税率を調整すれば同じ課税であることがわかる。

税制と投資の収益率

キャッシュ・フローの法人税は、投資の資本コストに影響を与えない。以下では、 R ベースと S ベースの両方で、借入れ、内部留保、および増資の場合の資本コストは同一になることを示そう。つまり、キャッシュ・フローの法人税は投資の収益率を歪めないことを示す。

いま、2 期間を考え、1 期目で資金を I だけ投資し、2 期目でこの投資は収益率 f_K を生む。ここで、 f_K は生産物価格 1 のときの資本の限界生産物の価値を示している。

ケース 1：R ベース

R ベースでは、購入時に全額償却で法人税が軽減できる。従って、企業は I だけ投資すれば資本財を $I / (1 - t_R)$ だけ購入できる。以下、3 つの財源調達方法の場合を検討する。

① 増資：増資で賄う場合、株主は増資に応じ I を投資する。第 1 期で $I / (1 - t_R)$ だけの投資が実現でき、第 2 期で $f_K I / (1 - t_R)$ だけの利得（正確には、生産物の増加）を得る。 R ベースでは、この販売収入の増加は法人税率 t_R で課税されるので、税引き後の受取額は $f_K I$ となる。結局、株主は I だけ投資し $f_K I$ の収益を得るので、この投資の収益率は f_K である。もし株主が機会費用として利子率 r の金融資産を購入していれば r の収益率が得られたはずであるから、投資基準は $f_K \geq r$ となる。

② 内部留保：内部留保は上記の増資のときと同様である。内部留保の場合、株主から見た

この投資の費用は I である。なぜなら、企業がこの内部留保を株主に配当として支払ったとき、 R ベースでは法人税が課されないからである。第 2 期において、企業は $f_k I / (1 - t_R)$ だけの利得を実現するが、税引き後の収益は $f_k I$ となる。これを株主に支払うと、株主の受取額は $f_k I$ となり、株主の機会費用を考慮すると、投資基準は $f_k \geq r$ となる。

- ③ 借入れ：借入れの場合、株主から見たこの投資の費用は I である。なぜなら、企業がこの借入れ額を株主に配当として支払ったとき、 R ベースでは法人税が課されないからである。第 2 期において、企業は $f_k I / (1 - t_R)$ だけの利得を実現するが、税引き後の利得から支払利子を控除すると収益は $(f_k - r)I$ となる。このとき、株主の受取額は $f_k I$ で、投資基準は $f_k \geq r$ となる。

ケース 2：S ベース

S ベースでは、株主に支払う配当が課税され、増資はその分だけ法人税が減額される。

- ① 増資：増資で賄う場合、第 1 期に増資により法人税が軽減でき、投資額 I で資本財を $I / (1 - t_S)$ だけ購入できる。第 2 期では $f_k I / (1 - t_S)$ だけの利得が生じる。S ベースでは、この利得を株主に配当として支払うと法人税率 t_S で課税されるので、税引き後の受取額は $f_k I$ となる。この場合、株主の収益率は f_k である。株主の機会費用を考慮して、投資基準は $f_k \geq r$ となる。

- ② 内部留保： $I / (1 - t_S)$ だけの内部留保を用いるとしよう。このとき、株主の投資額は I である。なぜなら、企業がこの内部留保を株主に配当として支払ったとき、S ベースでは法人税が課されるため受取額は I となる。第 2 期において、企業は $f_k I / (1 - t_S)$ だけの利得を実現するが、株主に配当として支払われるとき課税されるので、株主の受取額は $f_k I$ となる。この場合、株主の収益率は f_k で、機会費用を考慮すると投資基準は $f_k \geq r$ となる。

- ③ 借入れ：借入れの場合、企業の投資額を $I / (1 - t_S)$ とする。これを株主からみれば I だけの投資である。なぜなら、企業がこの借入れ額を株主に配当として支払ったとき、S ベースでは法人税が課されるので、株主の受取額は I となる。S ベースでは、第 2 期において、企業は $f_k I / (1 - t_S)$ だけの利得を実現し、税引き後の利得から支払利子を控除すると収益は $(f_k - r)I / (1 - t_S)$ となる。これを株主に配当として支払うと課税されるので、株主の受取額は $(f_k - r)I$ となる。よって、投資基準は $f_k \geq r$ となる。

以上から、キャッシュ・フローの法人税は投資に中立的であることがわかる。キャッシュ・フローの法人税は、法人税のみであるが、個人の課税である支出税と組み合わせることができる。この場合、貯蓄の収益率と投資の収益率が等しくなる。現行の所得課税である法人税に個人段階の支出税を組み合わせさせた場合、貯蓄の収益率と投資の収益率は等しくならない。

税収

上記の設定を用いて、 R ベースのときの政府の税収の変化をみている。第 1 期に法人税は $t_R I / (1 - t_R)$ だけ減少するが、第 2 期において法人税収は $t_R (1 + f_k) I / (1 - t_R)$ だけ増加する。従って、2 期間にわたる政府のネットな税収の合計額（現在割引価値）は、

$$\frac{t_R I}{1 - t_R} \left[\frac{1 + f_k}{1 + r} - 1 \right]$$

となる。従って政府は、企業の収益率 f_k が平均して利子率 r を超えているとき、ネットの税収を得る。もし f_k が r に等しいとき、政府の税収は無い。

以上から、既に支出税で論じたように、政府と企業が企業収益を分け合う構造になっていることがわかる。第 2 期において、政府と企業はこの超過利益 $(f_k - r)I / (1 - t_R)$ をリスク分担しており、政府はこの超過利益のうち法人税率 t_R の割合を受け取り、企業は残り $(1 - t_R)$ の割合を得る。

以上、R ベースで論じてきたが、S ベースでも同じである。R ベースでは、実物資産のみの超過利潤によって税金が生じていた。これに対し、S ベースでは、実物資本か金融資本のいずれかで生じている超過利潤によって税金が生じる。政府と企業は、R ベースと同様に、リスク分担して将来の収益を分け合う形をとっている。

以上のキャッシュ・フローの法人税は、個人段階の支出税と両立する法人税として提案されたものである。次に、Hall=Rabushaka (1995) によって提案されているフラット税を検討しよう。

2.3 フラット税

フラット税は、すべての所得に均一の税率で課税を行い、即時全額償却を認める税体系であり、これは一種の消費税にほかならない。

税は所得税と事業税からなる。所得税は給与、年金および退職のみに対して課税される。事業税は、個人と法人の区別なしに、事業に伴う所得に課税される。

まず、所得税についてみていくと、所得税は、給与収入、年金収入、および退職収入の合計額 W に基礎控除 $D(n)$ を控除した金額を課税所得としている。所得税の税額 T_w は、この課税所得に単一の税率 t_w を適用して得られる。

$$T_w = t_w [W - D(n)]$$

ここで、給与などの必要経費は一切認められない。従って、わが国の給与所得控除などは認められず、収入が全額、課税ベースに算入される。

次に、個人と法人の両方に適用される事業税を検討する。事業税の課税所得は、販売収入 R から必要経費 C を控除した金額である。事業税の税額は、課税所得に単一税率 t_b を適用して税額 T_b が得られる。すなわち、

$$T_b = t_b [R - C]$$

ここで、販売収入 R には実物資産の売却収入を含み、必要経費 C は、財サービスの購入費、従業員に支払う給与、および機械・建物などの

購入費の合計額である。これは、キャッシュ・フロー法人税における R ベースの課税にほかならない。従って、必要経費の中に、借り入れに伴う支払利子は含まれない。このため、投資の財源調達を借入れに大きく依存している事業の税負担は重くなる。また、所得税と事業税の税率は等しく、

$$t_w = t_b$$

が成立し、純粹の単一税率となっている。

所得の扱い

フラット税においても、すべての所得は一度だけ課税され、二度課税されるということはない。給与、年金(雑所得)および退職所得は、個人段階で人的控除を考慮した形で課税される。ここでは、給与収入を得るための必要経費、日本で言えば給与所得控除は一切認められていない。また、公的年金の場合は、支払う保険料について、雇用者の支払う保険料は事業税の課税ベースから控除できないし、従業員が支払う保険料は所得税の課税所得に含まれる。しかし、公的年金の給付は、高額所得者を含めて完全に非課税としている。

事業税の場合は、R ベースで課税されるので、金融機関の収入の扱いが問題となる。フラット税では、金融機関の場合、課税ベースはサービスの価格を市場利率と預金口座の利率の差額とし、販売収入をこのサービス価格で評価した金額としている。

個人事業者の事業所得、不動産所得、山林所得ばかりでなく、利子、配当、土地・建物等のキャピタル・ゲインといった資産所得は、すべて事業者の段階で徴収され課税が完了する。従って、これらは個人段階で課税されない。

株式などの金融資産を売却して得られるキャピタル・ゲインは、個人段階でも事業者の段階でも課税されない。株式等のキャピタル・ゲインに対する課税は行わない。また、個人が住宅を売却した場合も、このキャピタル・ゲインは非課税である。

また、事業所得において損失が生じた場合

は、繰越は無限に可能である。しかし所得税の場合、損失の扱いは全く無い。

R ベース課税

事業税は、金融機関を除いて、R ベースの課税を行う。従って、借りに伴う支払利子を控除しない一方、個人段階では、受取利子に対して課税しない。フラット税は、課税ベースの拡大による税率の引き下げと、投資の即時償却によって、投資のインセンティブを高めると考えられている。また、貯蓄の二重課税が排除できる。

贈与と相続

相続税は廃止されるべきであるとしている。すべての所得は一度だけ課税するべきであり、相続税は二重課税になる。贈与についても、贈与とは既に課税された所得の移転であるため、再び課税する必要は無い。従って、フラット税の考えでは、資産格差の税制を目的とする相続税は必要なく、資産の再分配としての税の機能を重視していない。

例 1 の応用

具体的に、フラット税の税額を算定してみる。具体的な例としては、支出税の税額を算定するときの例 1 を用いる。まず、フラット税のうち所得税をみてみよう。この場合、課税ベースに含まれるのは給与収入 700 万円のみである。給与収入を得るために支出した実費 100 万円も控除してもらえない。人的控除については、フラット税の精神に沿って、人的控除の金額を日本の現行の人的控除額の 2 倍としよう。従って、この場合は 304 万円である。このとき、

$$\begin{aligned} \text{課税所得 } 396 \text{ 万円} &= \text{給与収入 } 700 \text{ 万円} \\ &\quad - \text{人的控除 } 304 \text{ 万円} \end{aligned}$$

いま、フラット税率を 19% としよう。このとき、所得税の税額は課税所得に税率を掛けて 75.24 万円になる。

さらに、この納税者は不動産所得 360 万円がある。この申告は事業税で行うことになる。い

ま、この不動産所得の内訳は、以下のようなものであるとしよう。内訳：収入 1,000 万円、財やサービスなどの購入費 200 万円、従業員への給与 240 万円、支払利子 100 万円、減価償却 100 万円、固定資産の購入は無し。

このとき、現行の所得ベースでは、収入から必要経費である購入費、給与、支払利子、および減価償却の合計額を差し引いた金額なので、

$$\begin{aligned} \text{課税所得 } 360 \text{ 万円} &= \text{収入 } 1,000 \text{ 万円} \\ &\quad - \text{必要経費 } 640 \text{ 万円} \end{aligned}$$

ところが、フラット税は R ベースのキャッシュ・フロー税制なので、上記の必要経費のうち支払利子と減価償却は認められない。減価償却は購入時に全額、完了している。従って、

$$\begin{aligned} \text{課税所得 } 560 \text{ 万円} &= \text{収入 } 1,000 \text{ 万円} \\ &\quad - (\text{購入費 } 200 \text{ 万円} + \text{給与 } 240 \text{ 万円}) \end{aligned}$$

この場合、事業所得の税額は、課税所得 560 万円に単一税率 19% を掛けたものなので、106.4 万円となる。以上から、フラット税のときの税額を計算すると、給与の所得税が 75.24 万円、不動産所得の税額が 106.4 万円、合計で 181.64 万円となる。

最後に、家計が受け取る利子 100 万円、配当 50 万円、上場株式の譲渡所得 50 万円は、いずれも税を負担する必要はなく、納税額はゼロとなる。利子と配当は事業者の段階で課税され、個人段階では課税されない。また、株式の譲渡益は個人段階でも事業者の段階でも課税されない。以上から、この納税者の税負担は 181.64 万円となる。

R ベースと投資

いま、フラット税における R ベースの法人税が投資に与える影響を検討しよう。本質的に、前述の議論と同様であるが、別の観点から整理しておく。以下では、この場合、財源調達方法に関係なく、資本コストは利子率に等しいことを示そう。いま、2 期間にわたる企業の利潤を考える。まず、借入の場合を検討する。

第 1 期に借入れて財源を調達し投資を I だけ行い、2 期目に投資財を売却し元金と利子を返済する。ここでは、投資財の物理的な資本減耗は無いとする。第 1 期の利潤 π_1 は、法人税 T_c^1 を控除した金額で、

$$(16) \quad \pi_1 = f(K_0, \bar{L}) - w\bar{L} - T_c^1$$

となる。ここで、資本 K_0 は前期までの投資で決定され所与である。また、労働 \bar{L} と賃金率 w は一定である。法人税 T_c^1 は投資 I が控除できるので、

$$(17) \quad T_c^1 = t[f(K_0, \bar{L}) - w\bar{L} - I]$$

第 2 期の利潤 π_2 は、販売収入から、借入れの元利返済と法人税 T_c^2 の合計を控除し、さらに第 2 期の期末に投資 I の売却収入を加えた金額である。すなわち、

$$(18) \quad \pi_2 = f(K_0 + I, \bar{L}) - w\bar{L} - (1+r)I - T_c^2 + I$$

ここで、法人税の課税ベースの中に投資財の売却収入 I が含まれるので、法人税 T_c^2 は

$$(19) \quad T_c^2 = t[f(K_0 + I, \bar{L}) - w\bar{L} + I]$$

となる。いま、

$$(20) \quad \pi \equiv \pi_1 + \frac{\pi_2}{1+r}$$

とおき、これを I について微分すると、利潤最大となる点 K^* で、

$$\frac{\partial \pi}{\partial I} = \frac{(1-t)[f_K(K^*, \bar{L}) - r]}{1+r} = 0$$

つまり、

$$(21) \quad f_K(K^*, \bar{L}) = r$$

を得る。ここで、 $K^* \equiv K_0 + I^*$ で I^* は最適な投資水準を示す。

次に、内部留保の場合を検討する。このとき、第 2 期の利潤 π_2 は、

$$(18') \quad \pi_2 = f(K_0 + I, \bar{L}) - w\bar{L} - T_c^2 + I$$

従って、投資が行われるには以下の条件が満た

される必要がある。

$$\frac{\partial \pi}{\partial I} = \frac{(1-t)f_K(K^*, \bar{L}) + rt + 1}{1+r} \geq 1$$

つまり、

$$(22) \quad f_K(K^*, \bar{L}) = r$$

を得る。

(21)と(22)より、財源調達方法が借入れと内部留保の場合、資本コストが利子率に等しいことがわかる。特に、以上の結果は、第 1 期に投資が全額、即時償却されていることと、支払利子の控除が認められないという 2 つの仮定に依存している。

いま、上記の仮定を緩め、資本の購入時に δ の割合だけ減価償却できる場合を検討する。ここでは、財源調達は借入れで行われるとする。このとき、第 1 期の法人税額は

$$(17') \quad T_c^1 = t[f(K_0, \bar{L}) - w\bar{L} - \delta I]$$

(16)、(17')、(18)および(19)を(20)に代入し、 I で微分すると、利潤最大化の点で

$$\frac{\partial \pi}{\partial I} = \frac{(1-t)f_K(\hat{K}, \bar{L}) - (r+t) + t\delta(1+r)}{1+r} = 0$$

つまり、

$$(23) \quad f_K(\hat{K}(\delta), \bar{L}) = \frac{t(1-\delta) + r(1-t\delta)}{1-t} > r$$

が成立する。ここで、 $\hat{K}(\delta) \equiv K_0 + \hat{I}(\delta)$ で $\hat{I}(\delta)$ は最適な投資水準を示す。特に、 $\delta = 1$ のとき $f_K(\hat{K}, \bar{L}) = r$ で(21)や(22)と一致し、 $\delta = 0$ のとき

$$f_K(\hat{K}, \bar{L}) = \frac{r+t}{1-t} > r$$

となる。

次に、第 1 期に全く減価償却を認めない場合 ($\delta = 0$) で、支払利子の控除は認めるケースを検討しよう。ここでも財源調達は借入れで行われるとする。このとき、

$$(19') \quad T_c^2 = t[f(K_0 + I, \bar{L}) - w\bar{L} - r(K_0 + I)]$$

(16)、(17')、(18)および(19')を(20)に代入し、 I で微分すると、

$$\frac{\partial \pi}{\partial \bar{I}} = \frac{(1-t)[f_K(\bar{K}, \bar{L}) - r]}{1+r} = 0$$

つまり、

$$(24) \quad f_K(\bar{K}, L) = r$$

を得る。ここで、 $\bar{K} \equiv K_0 + \bar{I}$ で \bar{I} はこのケースにおいて最適投資水準である。

資本の限界生産力の逡減を仮定し、(21)-(23)を用いて資本ストックの水準を比較すると、

$$\hat{K}(\delta) \leq \bar{K} = K^*$$

が成立する。購入時に全額償却を行わないで、利子の支払控除を認めないと、資本ストックは減少する。

この結果は、わが国の外形標準課税に対して重要な意味をもつ。外形標準課税においては、給与ばかりでなく、支払利子も課税対象になり、かつ購入時の全額償却も認めていない。この場合、上記の結果より、資本ストックは減少する。また同時に、資本を労働に置き換えれば、外形標準課税は労働需要を減少させることがわかる。

メカニズム

フラット税におけるメカニズムとして以下の3点を指摘しておく。

第1に、この税制が有効に機能するために必要な情報量は、従来の税制よりも、少なく済む。個人の場合、給与収入などの金額を知るだけでよい。また、事業者の場合も、Rベースの情報で十分であり、法人税法などの必要経費の複雑な算定方法は必要ない。

第2に、インセンティブの側面をみってみる。租税政策として、所得税において、人的控除を除くすべての所得控除の項目を廃止している。従来の租税政策を廃止し、課税ベースを拡大することによって税率を引き下げ、勤労意欲と投資のインセンティブを高める政策をとっている。特に、即時償却は、理想的な投資のインセンティブを与えるとしている。

第3に公平性を検討する。フラット税に対する批判は、高所得層の税負担が軽減され、中間所得層の負担が高くなることにある。このフ

ラット税に対する批判に対し、Hall=Rabushkaは、従来の税制において事業所得に対する申告は過少であり、事業所得からより多くの税収が確保できれば、中間所得層の税負担は決して高まるわけではないと反論している。

しかし、前述したように、所得に対して一回のみ課税し、二重課税を行わないという原則から、相続税や贈与税をすべて廃止すべきとされている。資産所得に対する課税も低い単一税率である。この結果、資産格差の拡大は不可避である。効率性に重点をおいているが、資産格差への配慮が十分とは言えない。

2.4 包括的所得税

包括的所得税では、異なる所得をすべて合計し、これに累進税率を適用して税額を求める。特に、法人の所得は、配当であるか内部留保であるかに関わらず、すべて個人株主に割り当てられる。法人所得に損失がある場合は、損失を個人株主に割り当て、個人株主の所得税の計算においてこの損失を他の所得から完全に控除する。この意味で、税体系はすべての所得を個人に帰着させ、個人段階で課税する仕組みになっている。

カーター報告(1966)では、法人所得をすべて個人株主に割り当てられる。徴税の仕組みとして、法人税で源泉徴収する方法がとられている。具体的には、法人税率を所得税の最高税率に設定し、法人所得はすべて法人段階で源泉徴収する。このため個人段階では、最高の所得税率の適用者を除き、すべての納税者は還付の対象となる。この結果、一部の納税者が納税する現金を保有していないケースは生じなくなる。

この場合、キャピタル・ゲインの課税は一貫した方法が用いられることになる。キャピタル・ゲインは、発生ベースではなく、実現ベースで課税される。株式の売却によるキャピタル・ゲインの課税は、売却収入から取得費と内部留保分の合計を差し引いた金額が課税ベースとなる。つまり、キャピタル・ゲインの計算上、通常の取得費のところ、新たに法人所得の留保

分の持分が加わる。従って、キャピタル・ゲインの金額は通常よりも少なくなる。

現行の所得課税の問題は、法人所得に対してまず法人税を課し、さらに配当は株主段階で課税されるとともに、内部留保に対応し株価が上昇すると株主のキャピタル・ゲインに課税する。このような税制は、貯蓄と投資を阻害し、財源調達は株式発行よりも借入れを有利にして、資金市場を非効率にしていると考えられる。また、同族会社の所有者は、配当の二重課税のため、所得を配当よりも内部留保に回し、株価をつりあげて税負担を回避できる。包括的所得税は、現行の所得税のこれらの問題を解決する1つの有効な方法であると考えられている。

例1への応用

いま、前述の例1のケースを基に、包括的所得税を算定してみよう。まず、納税者は配当を受け取っており、ある企業の株主である²⁾。例1ではこの企業を特定化していないので、ここで具体的に述べよう。この企業の法人所得は税引き前で2億円とし、1億円が配当、残りの1億円は内部留保であるとする。法人税率は50%とする。このとき、この企業は法人税を1億円支払い、税引き後の配当と内部留保はそれぞれ5千万円となる。企業は法人税の税引き後の配当5千万円を100人の株主に均等に配分すると仮定する。つまり、すべての株主の保有割合は1%であるとする。このとき、株主は一人当たり50万円を受け取り、この株主の一人が例1に挙げている納税者であるとしよう。

包括的所得税では、この企業の法人所得はすべて株主に帰属される。従って、税引き前の法人所得2億円は、100人いる株主に均等に配分され、各株主の持分は200万円となる。この所得は、納税者の他のすべての所得と合算さ

れ、これに総合課税が適用される。ここで、注意すべき点は、法人税は所得税の前払いと見なされるので、支払った法人税1億円の1%である100万円は、各株主が所得税の前払いとして支払ったものである。従って、納税者のすべての所得を合算して導出した所得税額からこの所得税の前払い分を控除しなければならない。

例1の納税者の総所得を算定してみよう。ここで、納税者の総所得を算定する上で注意すべきことは、まず、この納税者が株主である企業の内部留保と配当は、株式の保有割合に応じて、この納税者の所得と見なされるので、企業の法人所得2億円の1%である200万円はこの納税者の所得となる。次に、包括的所得税では、給与所得であろうと資産所得であろうと、すべて合算される総合課税である。以上から、

$$\begin{aligned} \text{総所得金額 } 1,310 \text{ 万円} = & \\ & \text{給与収入 } 600 \text{ 万円} + \text{不動産所得 } 360 \text{ 万円} \\ & + \text{利子所得 } 100 \text{ 万円} + \text{譲渡所得 } 50 \text{ 万円} \\ & + \text{企業の持分 } 200 \text{ 万円} \end{aligned}$$

となる。ここでは、給与所得を算定するとき、給与収入を得るための実費100万円を控除している。また、配当50万円は前述の企業の持分の中に組み込まれている。いま、人的控除のみ認めると、

$$\begin{aligned} \text{課税所得額 } 1,158 \text{ 万円} = & \text{総所得金額 } 1,310 \text{ 万円} \\ & - \text{人的控除 } 152 \text{ 万円} \end{aligned}$$

所得税の税率構造として、平成16年現在のものを用い、課税所得が330万円未満のとき税率10%、330万円以上で900万円未満のとき税率20%、900万円以上から1,800万円未満を税率30%とする。このとき、所得税の算出税額は224.4万円となる。

ところが、税額控除として、法人税は株主が支払ったものと見なされる。よって、法人税1億円のうちの1%である100万円は税額控除される。従って、

2) この株主が保有する譲渡所得は、別の企業の株を売却したものとする。

所得税の納税額 124.4 万円
 = 所得税の算出税額 224.4 万円
 - 税額控除 100 万円

このような包括的所得税は、現実には執行が困難であると思われる。法人所得をすべて個人に帰着させると、多くの情報が必要となる。しかし、包括所得税の精神は、従来、税制の基本であったと考えられてきた。包括的所得税に近い税の一つとしてシャープ税制を挙げることができる。わが国の税制は、総合課税に向かうよりも、むしろフラット税の要素が強くなっている現在、今後の税制を考える上で究極の税制をより入念に検討していく必要がある。

参考文献

- Aaron, Henry J. and Harvey Galper. 1985. *Assessing Tax Reform*. The Brookings Institution.
- Aaron, Henry J. and Joseph A. Pechman, eds. 1988. *Uneasy Compromise*. The Brookings Institution.
- Andrews, William D. 1974. "A Consumption-Type or Cash Flow Personal Income Tax", *Harvard Law Review*, Vol. 87 (6).
- Boskin, Michael J. 1996. *Frontiers of Tax Reform*. Hoover Institution Press.
- Bradford, David F. and U. S. Treasury Tax Staff. 1984. *Blueprints for Basic Tax Reform*. Second Edition, Tax Analysts.
- Bradford, David F. 1986. *Untangling the Income Tax*. Harvard University Press.
- Canada. 1966. *Report of the Royal Commission on Taxation*. (カーター報告) 6 Vols. Queen's Printer.
- Department of Treasury (U. S. A.) 1984. *Tax Reform for Fairness, Simplicity, and Economic Growth*.
- Fisher, I. 1937. "Income in Theory and Income Taxation in Practice", *Econometrica*, Vol. 5 (1).
- Hall, Robert and Alvin Rabushka. 1995. *The Flat Tax*, Second Edition. Hoover Institution Press.
- Institute of Fiscal Studies. 1978. *The Structure and reform of Direct Taxation*. Report of a Committee Chaired by Professor J. E. Meade. (ミード報告) Allen and Unwin.
- Kaldor, Nicholas. 1955. *An Expenditure Tax*. George Allen & Unwin Ltd.
- Lodin, Sven-Olof. 1978. *Progressive Expenditure Tax - an Alternative?*. LiberFölag, Stockholm.
- Pechman, Joseph A. 1980. *What should be taxed: Income or Expenditure?*. The Brookings Institution.
- Shoup Mission. 1949. *Report on Japanese Taxation*. G.H.Q.